

個人の県民税（均等割・所得割）

個人の県民税と市町村民税は、あわせて一般に「個人住民税」と呼ばれています。県や市町村が行う住民に身近な行政サービスに必要な経費を、住民にその能力（担税力）に応じて広く分担してもらうものです。

個人の住民税は、所得金額にかかわらず定額で課税される「均等割」、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」、預貯金の利子等に課税される「利子割」（16ページ参照）、一定の上場株式等の配当等に課税される「配当割」（16ページ参照）、源泉徴収選択口座内の株式等の譲渡益に課税される「株式等譲渡所得割」（17ページ参照）からなっています。

均等割と所得割については、1月1日現在、県内に住んでいる方が課税の対象で、各市町村が県民税と市町村民税とを併せて課税及び徴収をします。

また、県内に事務所や家屋敷をお持ちの方で、その市町村に住所がない場合には、均等割だけが課税されます。

納める方

区分	均等割	所得割
1月1日現在、県内に住所がある方	○	○
1月1日現在、県内に事務所・家屋敷 <small>いえやしき</small> をお持ちの方（借りている場合も含むが、貸している場合は除く。）で、当該市町村内に住所がない方	○	×

○・・・課税対象 ×・・・課税対象外

納める額

(1) 均等割額 県民税額（1,000円） + 市町村民税額（3,000円）

※ 市町村において、個人住民税均等割と併せて、国税である森林環境税が一人年額1,000円課税されます。詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせください。

(2) 所得割額 (前年の総所得金額等－所得控除額) × 税率 － 税額控除額

課税所得金額	税率	
	県民税	市町村民税
一律	4%	6%

注 所得控除については10ページを、税額控除については11ページをご覧ください。

納める時期と方法

- 給与所得者：6月から翌年5月までの毎月の給与から特別徴収（天引き）されます。
- 公的年金等受給者（65歳以上）：年金給付額から特別徴収されます。
- 上記以外の方：市町村から送付する納税通知書で、年4回（6月、8月、10月、1月）に分けて納めます。

■個人住民税の申告は

3月15日までに、前年1年間（1月1日から12月31日まで）の所得を1月1日現在の住所地の市町村に申告します。ただし、次の方は、申告が必要ありません。

- 所得税の確定申告をされた方
- 給与所得又は公的年金等による所得のみの方

●所得金額とは

前年1年間の収入金額から、必要経費等を差し引いた金額のことです。所得の種類には、次のようなものがあります。

(1) 合算して所得が計算されるもの

所得の種類		所得金額の計算方法(概要)		備考
利子所得 <sup>注1</sup> (一律分離課税のものは除く。)	公社債、預貯金の利子など	(収入金額)		
配当所得 <sup>注2</sup>	株式や出資の配当など	(収入金額)－(元本取得のための負債の利子)		
不動産所得	地代、家賃など	(総収入金額)－(必要経費)		
事業所得	農業、商業など事業から生じる所得	(総収入金額)－(必要経費)		
給与所得	サラリーマンの給料など	(収入金額)－(給与所得控除額)		給与所得控除額は下表を参照
譲渡所得	不動産及び株式等以外の資産の譲渡による所得	〔総収入金額〕－〔取得費＋譲渡費用〕－〔特別控除額〕		長期の譲渡所得は1/2が課税対象
一時所得	クイズ賞金など	〔総収入金額〕－〔その収入を得るために支出した金額〕－〔特別控除額〕		1/2が課税対象
雑所得	他の所得にあてはまらないもの (公的年金、その他)	公的年金	〔公的年金等の収入金額〕－〔公的年金等控除額〕	公的年金等控除額は下表を参照
		その他	(総収入金額)－(必要経費)	

注1 県民税利子割(16ページ参照)が特別徴収の方法により一律に分離課税されることから、一般的に利子所得は、総合課税の所得の対象外となります。

注2 配当所得のうち、一定の上場株式等の配当については、県民税配当割(16ページ参照)が特別徴収の方法により徴収されます。県民税配当割が特別徴収された上場株式等の配当等については、原則として、確定申告を行う必要はありません。平成21年以降に支払を受けるべき上場株式等の配当等については、特別徴収のほか総合課税(配当控除の適用あり)又は申告分離課税(配当控除の適用なし)を選択することが可能です。ただし、申告する上場株式等の配当等については、その全額について総合課税を選択するか、又は申告分離課税を選択するかを統一する必要があります。

■給与所得控除額の算出方法(速算表)

給与の収入金額	給与所得控除額
162万5,000円以下	55万円
162万5,000円超180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超360万円以下	収入金額×30%+8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%+44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円

(注) 実際には、収入金額が660万円未満の控除額については、所得税法別表第五によります。

■公的年金等控除額の算出方法(速算表)

65歳未満の方

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円未満	60万円	50万円	40万円
130万円以上 410万円未満	公的年金等の収入金額 ×25%+27.5万円	公的年金等の収入金額 ×25%+17.5万円	公的年金等の収入金額 ×25%+7.5万円
410万円以上 770万円未満	公的年金等の収入金額 ×15%+68.5万円	公的年金等の収入金額 ×15%+58.5万円	公的年金等の収入金額 ×15%+48.5万円
770万円以上 1,000万円未満	公的年金等の収入金額 ×5%+145.5万円	公的年金等の収入金額 ×5%+135.5万円	公的年金等の収入金額 ×5%+125.5万円
1,000万円以上	195.5万円	185.5万円	175.5万円

65歳以上の方

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円未満	110万円	100万円	90万円
330万円以上 410万円未満	公的年金等の収入金額 ×25%+27.5万円	公的年金等の収入金額 ×25%+17.5万円	公的年金等の収入金額 ×25%+7.5万円
410万円以上 770万円未満	公的年金等の収入金額 ×15%+68.5万円	公的年金等の収入金額 ×15%+58.5万円	公的年金等の収入金額 ×15%+48.5万円
770万円以上 1,000万円未満	公的年金等の収入金額 ×5%+145.5万円	公的年金等の収入金額 ×5%+135.5万円	公的年金等の収入金額 ×5%+125.5万円
1,000万円以上	195.5万円	185.5万円	175.5万円

(注1) 公的年金等とは、国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、適格退職年金、確定拠出年金等をいいます。

(注2) 年齢は、前年の12月31日現在の年齢によります。

(2) 他の所得と合算せず計算されるもの

所得の種類		所得金額の計算方法(概要)
山林所得	山林の伐採や立ち木を売ったときの所得	(総収入金額) - (必要経費) - (特別控除額)
退職所得 <sup>注1</sup>	退職手当、一時恩給など	{ (収入金額) - (退職所得控除額) } × $\frac{1}{2}$
土地・建物等の譲渡所得	土地や建物などを譲渡したときの所得	(総収入金額) - (取得費+譲渡費用) - (特別控除額)
株式等の譲渡所得等 <sup>注2</sup>	株式・転換社債等を譲渡したときの所得	(総収入金額) - (取得原価+諸費用等)
先物取引等に係る雑所得	商品先物取引及び有価証券等先物取引による事業所得、雑所得、譲渡所得で一定のもの	(純利益)
上場株式等の利子所得・配当所得 <sup>注3</sup>	上場株式等の配当等	利子所得・・・(収入金額)
		配当所得・・・ (収入金額) - (株式などを取得するための借入金の利子)

注1 退職所得については、原則として他の所得と分離して、退職により所得の発生した年に課税する現年分離課税とされています。

注2 株式等の譲渡所得のうち、源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡所得については、県民税株式等譲渡所得割が特別徴収の方法により徴収されます。県民税株式等譲渡所得割(17ページ参照)が特別徴収された上場株式等の譲渡所得については、確定申告を行う必要はありません。

注3 平成21年以降に支払を受けるべき上場株式等の配当等については、特別徴収のほか、総合課税(配当控除の適用あり)又は申告分離課税(配当控除の適用なし)を選択することが可能です。ただし、申告する上場株式等の配当等については、その全額について総合課税又は申告分離課税のいずれかを選択する必要があります。

●非課税

非課税区分	非課税となる方															
均等割と所得割がともに非課税	(1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が135万円以下の方(退職所得に対する分離課税に係る所得割を除く。)															
均等割が非課税となる方	均等割のみを課すべき方のうち、前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例で定める金額以下の方 <div style="text-align: right;">加算額</div> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">35万円(1級地)</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10万円</td> <td style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">21万円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">32万円(2級地)</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10万円</td> <td style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">18.9万円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">28万円(3級地)</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10万円</td> <td style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">16.8万円</td> </tr> </table> <p>一定の基準=(本人・同一生計配偶者・扶養親族の合計人数) × <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">35万円(1級地)</td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10万円</td></tr><tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">32万円(2級地)</td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10万円</td></tr><tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">28万円(3級地)</td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10万円</td></tr></table> + 18.9万円</p> <p>注「級地」は、生活保護基準の級地区分 2級地：那覇市 3級地：那覇市以外の市町村 注 加算額は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算</p>	35万円(1級地)	10万円	21万円	32万円(2級地)	10万円	18.9万円	28万円(3級地)	10万円	16.8万円	35万円(1級地)	10万円	32万円(2級地)	10万円	28万円(3級地)	10万円
35万円(1級地)	10万円	21万円														
32万円(2級地)	10万円	18.9万円														
28万円(3級地)	10万円	16.8万円														
35万円(1級地)	10万円															
32万円(2級地)	10万円															
28万円(3級地)	10万円															
所得割が非課税となる方	総所得金額等の合計額が、35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に42万円を加算した金額)以下の方 総所得金額等の合計額 ≤ (本人・同一生計配偶者・扶養親族の合計人数) × 35万円 + 42万円 注 本人のみの場合は45万円 注 退職所得に対する分離課税に係る所得割は、非課税とはなりません。															

配偶者のパート収入は

配偶者がパートやアルバイトをして得た収入は給与所得となり、住民税や所得税は次の表のとおり取り扱われます。次の表は、扶養親族がない配偶者の場合です。

年収	住民税		所得税	配偶者控除	
	均等割	所得割		住民税	所得税
93万円(97万円)以下	かからない	かからない	かからない	受けられる	受けられる
93万円超(97万円)100万円以下	かかる	かからない	かからない	受けられる	受けられる
100万円超103万円以下	かかる	かかる	かからない	受けられる	受けられる
103万円超	かかる	かかる	かかる	受けられない	受けられない

※那覇市にお住まいの方は(97万円)が適用されます。

●所得控除とは

所得金額から差し引くことができるもので、住民税には次のような控除があります。これは、納める方に、扶養親族が何人いるのか、病気や災害などによる出費があったかなど、個人的な事情も考えて税負担を求めるために設けられています。

種類	令和7年度 住民税の所得控除額 注1	(参考) 令和6年分 所得税の所得控除額
雑損控除	下記の(1)か(2)のうち多い額 (1)損失額(保険金等の補填額を除く。)-総所得金額等×10% (2)災害関連支出の金額-50,000円	同左 (注)総所得金額等により控除額に差が生じることがあります。
医療費控除	$\left( \frac{\text{令和6年中に支払った医療費}}{\text{(保険金等の補填額を除く。)}} - \frac{\text{総所得金額等} \times 5\%}{\text{(10万円超の場合は10万円)}} \right)$ 控除限度額は200万円 ＜医療費控除の特例＞注2 $\left( \text{令和6年中に支払った一定のスイッチOTC医薬品の購入費} \right) - 12,000\text{円}$ (保険金等の補填額を除く。) 控除限度額は88,000円	同左 (注)総所得金額等により控除額に差が生じることがあります。 (令和6年中に支払った医療費の額で計算)
社会保険料控除	令和6年中に支払った額	令和6年中に支払った額
小規模企業共済等掛金控除	令和6年中に支払った額	令和6年中に支払った額
生命保険料控除	(1)一般の生命保険料 (平成23年以前加入) 限度額35,000円 (平成24年以後加入) 限度額28,000円	(平成23年以前加入) 限度額50,000円 (平成24年以後加入) 限度額40,000円
	(2)介護医療保険料 (平成24年以後加入) 限度額28,000円	(平成24年以後加入) 限度額40,000円
	(3)個人年金保険料 (平成23年以前加入) 限度額35,000円 (平成24年以後加入) 限度額28,000円	(平成23年以前加入) 限度額50,000円 (平成24年以後加入) 限度額40,000円
	(1)+(2)+(3) 限度額は合わせて70,000円	(1)+(2)+(3) 限度額は合わせて120,000円
地震保険料控除	地震保険料 最高25,000円 経過措置として、平成18年末までに締結した長期損害保険契約等に係る支払保険料については、従前の損害保険料控除を適用する。 最高10,000円 地震保険料控除と経過措置を併用する場合 最高25,000円	最高50,000円 経過措置として、平成18年末までに締結した長期損害保険契約等に係る支払保険料については、従前の損害保険料控除を適用する。 最高15,000円 地震保険料控除と経過措置を併用する場合 最高50,000円
障害者控除	本人・配偶者・扶養親族(一人につき) 26万円 (本人が特別障害者の場合) 30万円 (同一生計配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者の場合) 53万円	27万円 40万円 75万円
寡婦控除	本人が寡婦 26万円	27万円
ひとり親控除	本人がひとり親 30万円	35万円
勤労学生控除	本人が勤労学生 26万円	27万円
配偶者控除	最高33万円	最高38万円
	70歳以上の配偶者 最高38万円	最高48万円
配偶者特別控除	最高33万円	最高38万円
扶養控除	一般の扶養親族(16歳以上19歳未満) 33万円	38万円
	特定の扶養親族(19歳以上23歳未満) 45万円	63万円
	一般の扶養親族(23歳以上70歳未満) 33万円	38万円
	老人扶養親族(70歳以上) 38万円	48万円
基礎控除	老人扶養親族のうち同居老親等(70歳以上) 45万円	58万円
	最高43万円	最高48万円

注1 令和7年度の住民税は、令和6年中の所得にかかります。

注2 医療費控除の特例を受ける場合には、通常の医療費控除の適用を受けることができません。

注3 上の表の寡婦控除から基礎控除までは、所得要件があります。

●税額控除とは

税額を算出した後にその税額から差し引く額のこと、住民税には次のような控除があります。

- (1) 配当控除  
総合課税となる一定の配当所得がある場合は、その金額に一定の率を乗じた金額が控除されます。
- (2) 外国税額控除  
外国において生じた所得で、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合は、一定の方法により計算された金額が控除されます。
- (3) 寄附金税額控除  
地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附金を支払った場合、個人住民税から控除することができます。ただし、申告できる寄附控除は、総所得金額等の30%を限度とします。

寄附金の種類	寄附金税額控除額
① ふるさと寄附金（地方自治体への寄附金）	基本控除額 <sup>注1</sup> + 特例控除額 <sup>注2</sup>
② 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの	基本控除額 <sup>注1</sup>
③ 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの	基本控除額 <sup>注1</sup>
④ 都道府県又は市町村が条例で指定した寄付金 <sup>注4</sup>	基本控除額 <sup>注1</sup> (県民税分4%) (市町村民税分6%)

注1 基本控除額：(寄附金額－2,000円) × 10% (都道府県分4% + 市町村分6%)

注2 特例控除額：(寄附金額－2,000円) × (90%－所得税の限界税率5～45% × 1.021<sup>注3</sup>) であり、上限は個人住民税所得割額の2割となります。

注3 復興特別所得税の創設に伴い、「1.021」を乗じることになります。(平成26年度から令和20年度まで適用)

注4 沖縄県が条例で指定している寄付金については、次のページをご覧ください。

- (4) 調整控除  
平成19年度の税源移譲に伴い生じる所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、次の算式により求めた金額が所得割額から減額されます。

① 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の場合

次の(ア)又は(イ)のいずれか少ない金額の5% (県民税2% 市町村民税3%) を控除

(ア)人的控除額の差の合計額

人的控除とは、障害者控除・寡婦(寡夫)控除・勤労学生控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・基礎控除のことをいい、人的控除の差とは、所得税と住民税における控除額の差のことです。

(イ)個人住民税の課税所得金額

② 個人住民税の課税所得金額が200万円超の場合

$\left\{ \text{人的控除額の差の合計額} - \left( \text{個人住民税の課税所得金額} - 200\text{万円} \right) \right\}$  の5% (県民税2% 市町村民税3%) を控除

注 ただし、2,500円未満の場合は2,500円 (県民税1,000円、市町村民税1,500円)

(5) 配当割額と株式等譲渡所得割額の控除

県民税配当割(16ページ参照)、株式等譲渡所得割(17ページ参照)が特別徴収された配当所得等を申告した場合には、所得割として課税され、所得割額から先に特別徴収されている配当割額・株式等譲渡所得割額が控除されます。

●控除対象寄附金一覧

所得税：控除対象寄附金	個人住民税：控除対象寄附金
(1)国又は地方公共団体に対する寄附金	[国は対象外] 都道府県・市区町村に対する寄附金（平成6年度創設）→拡充
(2)公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの	住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの（平成2年度創設） 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの（平成4年創設）
(3)特定公益増進法人に対する寄附金（(1)及び(2)を除く。） ① 独立行政法人・地方独立行政法人 ② 政令に掲名されている民法法人等 ③ 科学技術の研究などを行う一定の要件を満たす民法法人 ④ 学校法人 ⑤ 社会福祉法人 ⑥ 更生保護法人	① 所得税法第78条第2項第2号により財務大臣が指定した寄附金 ② 独立行政法人・地方独立行政法人 ③ 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団 ④ 公益社団法人・公益財団法人（特例民法法人を含む。） ⑤ 学校法人 ⑥ 社会福祉法人 ⑦ 更生保護法人 ⑧ 特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭 ⑨ 認定NPO法人
(4) 認定NPO法人に対する寄附金	
(5) 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭	
(6) 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金	
(7) 政党等に対する政治活動に関する寄附金	[対象外]

沖縄県税条例指定寄附金

- 注1 沖縄県税条例指定寄附金の①から⑦まで及び⑨については、沖縄県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金（当該事務所又は事業所において収納されたもの）に限ることから、主たる事務所又は事業者が県外にある場合でも対象となる。
- 注2 沖縄県税条例指定寄附金の②から⑦までについては、当該法人の主たる目的である事務に関連するものに限る。
- 注3 沖縄県税条例指定寄附金の⑨については、寄附者に特別の利益が及ぶと認められるものを除き、特定非営利活動に係る事業に関連するものに限る。
- 注4 沖縄県税条例指定寄附金の⑧は、「公益信託ニ関スル法律」第2条第1項の規定により沖縄県知事又は沖縄県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭をいう。
- 注5 学校の入学に関して支出した寄附金は除く。
- 注6 認定NPO法人とは、一定の基準を満たすものとして所轄庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定（若しくは仮認定）を受けた認定NPO法人、（国税庁長官が認定する認定制度（旧制度 H24.3.1 廃止）により認定されたNPO法人を含む）

●個人住民税の住宅ローン特別控除

平成21年から令和7年12月末までに入居された方で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除がある場合、翌年度の住民税（所得割）から控除されます。

**対象者** 平成21年から令和7年12月末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方

**控除額** 次のいずれか小さい額  
 ①前年の所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった金額  
 ②前年の所得税の課税総所得金額等 ×5%（最高9.75万円）\*  
 \*平成26年4月1日から令和3年12月31日（一定の要件を満たした場合には、令和4年12月31日）までに入居した場合等は、前年の所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じて得た金額（最高13.65万円）

(注)なお、この控除の適用を受けるためには、確定申告や年末調整により所得税の住宅ローン控除を受ける必要がありますが、個別に市町村への申告は不要です。

●退職金にかかる税

退職金などの退職所得については、他の所得と分離して課税されます。通常、退職金の支払を受けるときに、所得税とともに住民税が源泉徴収（特別徴収）されます。

(1)税額

$$(\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} \times \text{所得割の税率（県民税 4\%、市町村税 6\%）}$$

(2)退職所得控除額

勤続年数 <sup>注2</sup>	控除額 <sup>注3</sup>
20年以下	40万円×勤続年数 (80万円に満たない場合は80万円)
20年超	70万円×(勤続年数-20年)+800万円

注1 勤続年数が5年以下の役員等の退職金については、適用がありません。

注2 勤続年数に1年未満の端数があるときは、1日でも1年として計算します。

注3 障害者になったことに直接起因して退職したと認められる場合は、控除額に100万円を加算します。

【計算例】 沖縄県内に住む勤続年数30年の給与所得者が令和7年中に退職して、退職金額を1,600万円を支給された場合

○ 控除額=70万円×(30年-20年)+800万円=1,500万円

○ 退職所得控除額を控除した後の退職金の額=1,600万円-1,500万円=100万円

○ 税額 = 県民税 100万円× $\frac{1}{2}$ ×4%=20,000円（100円未満端数切捨）  
 = 市町村民税 100万円× $\frac{1}{2}$ ×6%=30,000円（100円未満端数切捨） } 計 50,000円

○年の途中で退職したとき

退職したことにより特別徴収(天引き)ができなくなった残りの住民税は、市町村から送られてくる納税通知書により納めます。ただし、次の場合には特別徴収で納めます。

- (1) 新しい会社に就職し、引き続き特別徴収を申し出た場合
- (2) 6月1日から12月31日までの間に退職した方で、残りの税額を退職金等からまとめて特別徴収されることを申し出た場合
- (3) 翌年1月1日から4月30日までの間に退職した方で、5月31日までの間に支払われる予定の退職手当等が残りの税額を超える場合（ただし、(1)に該当する場合は除きます。）

●令和7年度の住民税の計算方法は

【設例】

- 本人の職業・・・会社員
- 家族構成・・・本人、配偶者、子ども2人（子どもは、20歳と17歳、配偶者と子どもには収入なし）
- 令和6年の給与収入・・・5,000,000円
- 社会保険料の支払額・・・500,000円
- 生命保険料の支払額・・・（平成24年1月1日以後加入）75,000円
- 個人年金保険料の支払額・・・（平成24年1月1日以後加入）75,000円
- 地震保険料の支払額・・・20,000円
- 地方自治体へ支払った寄附金・・・30,000円（ワンストップ特例制度適用なし）
- 沖縄県及び市町村が条例で指定した学校法人に対して支払った寄附金・・・20,000円

内容		事例の場合	説明	
所得金額	収入金額(ア)	5,000,000円		
	給与所得控除額(イ)	1,440,000円	(イ) 8ページ参照	
	所得金額(ウ)	3,560,000円	(ア)－(イ)	
所得控除	社会保険料控除(エ)	500,000円	(エ) 令和6年中の支払額（10ページ参照）	
	生命保険料控除(オ)	56,000円	(オ) 一般の生命保険料控除 ＋ 個人年金保険料控除（10ページ参照）	
	地震保険料控除(カ)	10,000円	(カ) 地震保険料 20,000円×1/2	
	配偶者控除(キ)	330,000円	(キ) 10ページ参照	
	扶養控除(ク)	780,000円	(ク) 450,000円（20歳）＋330,000円（17歳）	
	基礎控除(ケ)	430,000円	(ケ) 10ページ参照	
	控除合計(コ)	2,106,000円	(エ)～(ケ)の合計額	
課税総所得金額(サ)		1,454,000円	(ウ)－(コ)（1,000円未満切捨て）	
所得割額	税額控除	調整控除（県民税）(セ)	6,600円	
		（市町村民税）(ソ)	9,900円	(セ)(ソ) 11ページ参照
	寄附金控除（県民税）(タ)	11,429円	(タ)(チ) 11・12ページ参照	
	（市町村民税）(チ)	17,143円		
	均等割額	均等割額	県民税(ツ) 市町村民税(テ)	1,000円 3,000円
合計税額	県民税(ト)	41,100円	(シ)－(セ)－(タ)＋(ツ)（100円未満切捨て）	
	市町村民税(ナ)	63,100円	(ス)－(ソ)－(チ)＋(テ)（100円未満切捨て）	
	合計(ニ)	104,200円	(ト)＋(ナ)	

※令和7年度分の個人住民税にあつては、納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円を乗じた金額が所得割から減税されます（定額減税）。

※市町村において、個人住民税均等割併せて国税である森林環境税が一人年額1,000円課税されます。詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせください。

●給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート（令和7年度分）

